

第4章 基本施策に係る具体的行動

第1節 生活環境の保全

1 大気環境の保全

◎ 自動車排出ガスの抑制

| 行政の行動   | 事業者の行動   | 町民の行動  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー購入の普及啓発に努めます。</li> <li>・役場公用車にエコカーを購入します。</li> <li>・職場に近い職員は、自転車や徒歩で通勤します。</li> <li>・出張は、基本的に公共交通機関を利用します。</li> <li>・道路沿いに緑化を行い、沿道大気の浄化を図ります。</li> <li>・職員にエコドライブ（環境にやさしい運転方法）の意識を徹底します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用車両に、エコカーを購入しましょう。</li> <li>・ドライバーにエコドライブの意識を徹底させましょう。</li> <li>・計画的な物流を考え、配送等の回数を少なくしましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車にエコカーの購入に努めましょう。</li> <li>・近所の買い物には、自転車や徒歩を積極的に活用しましょう。</li> <li>・個人でノーカーデーを設定し、自家用車に乗らない日をつくりましょう。</li> <li>・不必要なアイドリングをしない等、エコドライブを心がけましょう。</li> <li>・自家用車の適正な整備をし、不必要な荷物は載せないようにしましょう。</li> </ul> |

◎ 固定発生源対策の推進

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動 |
|--|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や町民が野外焼却をしていた場合は、やめるよう指導します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙発生施設からの、ばいじんや窒素酸化物の排出削減をしましょう。</li> <li>・常に施設、機器の保守点検を行い、良好な状態を維持しましょう。</li> <li>・わら焼き等法律の例外規定による焼却をする場合は周辺の生活環境に十分配慮しましょう。</li> </ul> |       |

## 2 水環境の保全

### ◎ 工場・事業場排水対策の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動   | 町民の行動 |
|---|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁の原因となる排水を出す工場・事業場に、必要な規制、指導を県と共に行います。</li> <li>規制対象外施設にも、汚濁物質の流出を可能な限り削減するよう指導します。</li> <li>家畜糞尿の適正処理を指導します。</li> <li>農薬や化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業を奨励します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令や条例による排水基準値を遵守しましょう。</li> <li>小規模な飲食店においても、排水に十分注意しましょう。</li> <li>家畜糞尿の適正処理をしましょう。</li> <li>環境保全型農業を積極的に取り組み、汚染物質の流出防止に努めましょう。</li> </ul> |       |

### ◎ 生活排水対策の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動 | 町民の行動   |
|---|--------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を普及促進します。</li> <li>合併処理浄化槽の適正な維持管理をPRします。</li> </ul> |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道への加入又は合併処理浄化槽の設置に努めましょう。</li> <li>排水に、調理くずや廃食油を流さないようにしましょう。</li> <li>環境にやさしい洗剤を使用しましょう。</li> <li>浄化槽及び放流先の適正な管理に努めましょう。</li> </ul> |

## 3 土壌・地下水の保全

### ◎ 土壌・地下水の保全と監視

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な土砂たい積や汚染された土砂を搬入させないよう、環境パトロールを強化します。</li> <li>水の循環的利用や、再生使用の啓発等、水使用量の節減に努めます。</li> <li>農薬使用量の低減を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な土砂のたい積や土壌汚染や、地下水の汚染が発生しないようにしましょう。</li> <li>農薬や化学肥料の使用を減らしましょう。</li> <li>駐車場、その他事業場内に浸透性舗装やブロック等を使用しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地内の雨水は、地下浸透に努めましょう。</li> <li>家庭菜園等で、薬剤の過度な使用をやめましょう。</li> </ul> |

#### 4 騒音・振動・悪臭の防止

##### ◎ 交通騒音対策の推進

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正改造車、暴走行為等による騒音については、関係機関への適切な騒音対策の要請をします。</li> <li>・道路の適正な維持、管理に努めます。</li> <li>・騒音軽減のため、街路樹の整備、緩衝帯の設置を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の適正管理をしましょう。</li> <li>・マイカー通勤の自粛に努めましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の適正管理をしましょう。</li> <li>・タイヤは気候を判断して適切に交換しましょう。</li> </ul> |

##### ◎ 工場・事業場騒音、振動対策の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動 |
|---|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場、建設作業による騒音や振動、飲食店等の深夜営業、拡声器の使用による騒音防止等、指導の強化を図ります。</li> <li>・工事において、近隣の生活環境に配慮した作業時間の設定や、低騒音型機械の使用等の指導をします。</li> <li>・生活騒音についての知識やモラルの啓発に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音型、低振動型機械を積極的に導入しましょう。</li> <li>・カラオケ、宣伝カー等、営業活動による騒音の防止に努めましょう。</li> <li>・近隣の生活環境に配慮した作業時間、防音壁の設置等必要な措置を講じましょう。</li> </ul> |       |

##### ◎ 悪臭発生の防止及び監視

| 行政の行動   | 事業者の行動   | 町民の行動  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭を発生する工場・事業場に対して必要な指導を行います。</li> <li>・家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律等の適切な運用を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令や条例による悪臭の規制値の遵守とともに、改善に取り組みましょう。</li> <li>・畜舎等の適正管理に努めましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道への加入又は適正な合併処理浄化槽の管理に努めましょう。</li> <li>・ペットの臭いなどきちんと管理しましょう。</li> </ul> |

## 5 化学物質による汚染の防止

### ◎ 工場・事業場のダイオキシン類発生対策

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動 |
|--|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類等の発生抑制に関する指導を強化します。</li> <li>アスベスト等の有害物質について、適正処理を指導します。</li> <li>ダイオキシン類の測定検査を継続して行い、実態の把握に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類発生の原因となりやすい焼却炉での焼却はやめましょう。</li> <li>廃棄物は適正に処理し、排出者の責任において適正に処理しましょう。</li> </ul> |       |

### ◎ 焼却炉・野外焼却対策の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃材等の野焼き行為にも、厳重な指導を行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ルールを守り、焼却炉でのごみの焼却や、野焼き等はやめましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>野焼き行為等を行わないようにしましょう。</li> </ul> |

### ◎ PRTR制度の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動 |
|---|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>法に規定されるPRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）について、該当する事業者に対し遵守を推進するとともに、その啓発に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届けましょう。</li> <li>農業関係者は、減農薬栽培等を心がけましょう。</li> </ul> |       |

第2節 自然環境の保全

1 緑、水辺等の保全

◎ 森の保全

| 行政の行動   | 事業者の行動   | 町民の行動  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為への適切な指導を行い、森を保護します。</li> <li>・「100年の森」や豊かな森を保護し、適切な管理を推進します。</li> <li>・災害の防止や、水源かん養のため森林を守ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発に際しては、極力森林を残すよう配慮し、開発地域でも積極的に植林しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植林等の緑化活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>・森林の保全のため、ごみを捨てずに持ち帰りましょう。</li> </ul> |

◎ 身近な緑の保全

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の緑化を図ります。</li> <li>・事業者に、工場・事業場の緑化への取り組みについて推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場内の緑を増やしましょう。</li> <li>・接道部分や歩道の部分の緑化をすすめ、周辺環境の向上に努めましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庭の緑化とその適正な管理に努めましょう。</li> </ul> |

◎ 環境に配慮した河川・水路の整備

| 行政の行動  | 事業者の行動   | 町民の行動  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・水に親しめる公園の整備を推進します。</li> <li>・魚類、鳥類等の生息環境の改善や、周辺の地域環境にふさわしい整備を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や団体で取り組んでいる美化運動に、積極的に参加、協力しましょう。</li> <li>・事業活動から出る排水をきれいにし、生き物の住みやすい環境づくりをしましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の保全のため、ごみは持ち帰りましょう。</li> <li>・河川や水路の清掃活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul> |

## 2 動植物の保全

### ◎ 動植物の生息環境の保全と創造及び管理

| 行政の行動  | 事業者の行動   | 町民の行動  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたまレッドデータブック（絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト）に掲載されているような貴重な動植物の捕獲、採取をしないよう啓発します。</li> <li>・外来種に関する情報を把握し、外来種が広がらないよう啓発します。また必要に応じて駆除を行います。</li> <li>・有害鳥獣による被害を調査し、適切に駆除などの管理を行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動植物の捕獲、採取を行いません。</li> <li>・地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種の販売を控えましょう。</li> <li>・有害鳥獣の被害に遭わないように農地の自己防衛をしましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動植物など生き物を大切にしましょう。</li> <li>・地域固有の生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種を飼育、栽培、放したりしません。</li> </ul> |
| <p><b>特定外来生物とは</b><br/>           外来生物の内、在来の生物を捕食したり、生態系に害を及ぼす可能性があるもの。<br/>           神川町では、アライグマの生息が確認されており、埼玉県とともに対策を行っています。</p>  |  |  |

### 第3節 快適環境の保全

#### 1 快適な景観の保全

##### ◎ 快適な景観資源の保存

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・城峯山や御嶽山等豊かな自然景観を大切にすため、啓発に努めます。</li> <li>・良好な町並景観を保全し、調和の取れた新たな町並景観の創出を図ります。</li> <li>・潤いとゆとりが感じられる、田園風景の保全に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を阻害する看板や広告等の設置を控えましょう。</li> <li>・建築物の新築、改築の際は、地域の景観形成に配慮しましょう。</li> <li>・開発行為に当たっては、良好な景観を損なわないようにしましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住宅も町並みを構成する要素であるという認識を持ち、家屋の維持管理に努めましょう。</li> <li>・山や川でゴミを捨てずに持ち帰りましょう。</li> </ul> |

##### ◎ 地域に密着した歴史・文化遺産の保存と活用

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の所有者、管理者等の活動に対し支援をし、保存体制の確立をします。</li> <li>・伝統芸能、地域文化を継承する保存団体の活動を支援し、後継者の確保と育成を促進します。</li> <li>・地域の伝統文化に関する学習の機会を確保します。</li> <li>・古墳や城跡、神社・仏閣等地域に密着した史跡や建造物について、保護の啓発に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発の際は様々な影響を考慮し、歴史的、文化的資源の保全に努めましょう。</li> <li>・歴史的、文化的建造物の周辺で施設等を建設する場合は、外観等が周囲の環境と調和するよう配慮しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭り、伝統芸能を継承する団体の活動に積極的に参加し、保存活動に協力しましょう。</li> <li>・郷土の文化や歴史の学習活動に参加しましょう。</li> </ul> |

## 2 快適な生活空間の保全

### ◎ ごみ出しマナーの向上

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集計画を策定し、適切なおみ収集に努めます。</li> <li>・ごみ出しのルールを指導します。</li> <li>・ごみ出しマナーの向上を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系一般ごみを地域の収集所に排出する時は、1回につき2袋までを遵守しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化に努めましょう。</li> <li>・ごみの排出は、決められた日時や決められた方法を守りましょう。</li> </ul> |

### ◎ ペット飼養のマナーの向上

| 行政の行動   | 事業者の行動 | 町民の行動   |
|---|--------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発に努めます。</li> <li>・糞の持ち帰り等の飼養マナーを指導します。</li> </ul> |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬を飼う時は、町に登録しましょう。</li> <li>・飼い犬に狂犬病予防注射をしましょう。</li> <li>・散歩をするときはリードにつなぎましょう。</li> <li>・ペットの糞は、必ず持ち帰りましょう。</li> </ul> |

### ◎ 空き地・空き家の管理

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理が不十分な空き地・空き家を把握し、適切な管理を指導します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地・空き家が雑草などで荒廃しないよう管理しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない土地の除草等を定期的に行いましょう。</li> </ul> |

### ◎ 不法投棄等の対策

| 行政の行動   | 事業者の行動   | 町民の行動   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の不法投棄がされないよう環境パトロールを強化します。</li> <li>・不法投棄防止の意識啓発と関係機関との連携を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動から生じた廃棄物の適正な処理に努めるとともに町の不法投棄防止に関する施策に協力しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄がされないよう適正な土地の管理に努めるとともに不法投棄を発見した場合は、速やかに町へ通報しましょう。</li> </ul> |



第4節 循環型社会の構築と地球環境の保全

1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

◎ 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

| 行政の行動  | 事業者の行動   | 町民の行動   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品の使用量削減に努め、また、公共事業における廃棄物の抑制に努めます。</li> <li>• 生ごみ処理機の購入補助や、ごみ減量化活動に対する奨励金制度を推進します。</li> <li>• 資源回収団体との連携により、ごみの発生抑制の普及啓発に努めます。</li> <li>• 小型電子機器の無料回収を実施し、ごみの再資源化の普及啓発に努めます。</li> <li>• ごみゼロの日やごみ減量化週間などの機会を活用し、普及啓発を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業に必要な原材料等は、再生資源等環境にやさしいものを使用しましょう。</li> <li>• 簡易包装、量り売り等製造、流通、販売等の各段階で、廃棄物の発生抑制に取り組みましょう。</li> <li>• 産業廃棄物は、許可を有する業者に依頼して、適正に処理しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• マイバッグを用意して、レジ袋を減らしましょう。</li> <li>• 必要なものを必要な分だけ購入しましょう。</li> <li>• 容器包装の少ない製品を購入しましょう。</li> <li>• 環境にやさしい調理方法を工夫する等、生ごみの発生抑制に努め、生ごみ処理機を利用して堆肥化をしましょう。</li> </ul> |

◎ リサイクル活動の推進

| 行政の行動  | 事業者の行動   | 町民の行動   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共施設から出る資源ごみについては、リサイクルを推進します。</li> <li>• 再生品やリサイクルしやすいもの等、環境にやさしい商品を購入し使用する「グリーン購入」（環境負荷の小さい製品等を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する）を率先して推進します。</li> <li>• リサイクルに出す際の正しい分別方法を分かりやすく知らせます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 物品の調達の際には、エコマークやグリーンマークの対象製品等を参考に、再生素材を利用したもののや再利用可能な商品を購入しましょう。</li> <li>• リサイクルできる容器等については、販売店での自主的な回収に努めましょう。</li> <li>• 生ごみの多く発生する事業場では、生ごみ処理機等による有効活用を図りましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資源回収団体のリサイクル活動に積極的に参加、協力しましょう。</li> <li>• 町の分別収集に協力しましょう。</li> <li>• 再使用、再生利用しやすい商品を優先的に購入、使用しましょう。</li> </ul> |

## 2 地球環境の保全

### ◎ 温暖化対策の推進

| 行政の行動  | 事業者の行動   | 町民の行動   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー使用量等を把握し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。</li> <li>職場における省エネルギー推進の体制を整え、行動の実践に努めます。</li> <li>太陽光発電等の自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めます。</li> <li>地球温暖化に関する情報を積極的に収集提供し、地球温暖化防止に町全体で協力して取り組む仕組みづくりに努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場では、廃熱利用等エネルギーの効率的利用に努めましょう。</li> <li>省エネ型生産設備や生産工程の導入等、エネルギーの効率的な利用等に努め、二酸化炭素の排出を抑制しましょう。</li> <li>設備の新設や変更の際は、省エネルギー型製品を導入しましょう。</li> <li>太陽光発電等の自然エネルギーの利用や夜間電力の効率的な使用に努めましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を選択して購入しましょう。</li> <li>公共交通機関や自転車を利用する等、自動車の使用を可能な限り減らすように努めましょう。</li> <li>家庭のエネルギー使用量等を把握するため、環境家計簿を活用して二酸化炭素の削減に努めましょう。</li> </ul> |

### ◎ オゾン層の破壊の防止

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>廃家電の回収について推進し、エアコン及び冷蔵庫のフロンの回収を指導します。</li> <li>家電業者、廃棄物処理業者、町民にオゾン層と日常生活の関わりについて意識啓発に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車や家電製品を取り扱う店では、カーエアコンや冷蔵庫等からのフロンの回収を徹底しましょう。</li> <li>業務用冷凍空調機器を製造、設置、維持管理をする事業者は、機器からフロンの回収を徹底しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>オゾン層を守るため、フロンガスを使用したエアコン、冷蔵庫等の廃棄時には、家電リサイクル法に基づき適正処分を遵守しましょう。</li> </ul> |

### ◎ 酸性雨対策の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>酸性雨の原因となる自動車や公共施設からの排出ガスの削減に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>酸性雨の原因となる自動車や工場からの排出ガスの削減に努めましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>酸性雨の原因となる自動車の排気ガスを減らすため、環境にやさしい運転やエコカーの利用をしましょう。</li> </ul> |

## 第5節 環境保全活動、環境学習の推進

### 1 環境保全活動の推進

#### ◎ 自主的な環境保全活動の推進

| 行政の行動   | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>町民、団体、事業者と連携を図りその施策を推進します。</li> <li>環境を大切に作る人づくりのため、環境学習を推進します。</li> <li>庁舎や関連施設で、電気や燃料の削減、グリーン購入等を推進します。</li> <li>町が実施する事業については、事前に環境への影響を把握して、出来るだけ負荷の少ない事業を実施します。</li> <li>国や県の施策に積極的に協力します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスのライフスタイルを変えましょう。</li> <li>再利用可能な素材を使用しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフスタイルを消費型から循環型に変えましょう。</li> <li>再資源化商品を積極的に購入しましょう。</li> <li>地域の環境保全活動（ごみゼロ運動等）に積極的に参加しましょう。</li> </ul> |

### 2 環境学習の推進

#### ◎ 環境学習・環境教育の推進

| 行政の行動  | 事業者の行動  | 町民の行動  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>町の次代を担う子供たちに、環境教育を推進します。</li> <li>環境に関する学習の場の提供、充実に努めます。</li> <li>町民一人ひとりが環境モラルを守れるよう、普及啓発に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場において環境に関するセミナーや講演会を開催しましょう。</li> <li>社員一人ひとりが環境モラルを守るようにしましょう。</li> <li>環境ボランティア活動への参加機会提供に協力しましょう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する学習の場に積極的に参加しましょう。</li> <li>地域の環境美化保全活動や環境ボランティア活動に参加しましょう。</li> </ul> |

◎ 環境情報の提供

| 行政の行動  | 事業者の行動 | 町民の行動 |
|--|--------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 町民、事業者、行政の三者が同じ情報を共有するため、ダイオキシン類調査や、水質調査等の情報提供を積極的に図ります。</li> <li>• 「神川町の環境」の作成と公開に努めます。</li> </ul> |        |       |